

新池田学問所の塾より新規団体化する際の支援に関する規約

(目的)

第 1 条 池田町公民館が主催する新池田学問所の塾の参加者より、塾終了後も任意の団体を結成し活動したいという要望があった場合、円滑な団体化及び自主的な団体活動の継続を支援することを目的とする。

(対象)

第 2 条 対象は新池田学問所の塾の卒業生、及び立ち上がった団体とする。

(サポート主体)

第 3 条 サポートは池田町町民活動サポートセンター（以下、サポートセンター）が主体となり行う。

(サポート内容)

第 4 条 団体へのサポートとしては、団体の立ち上げ支援、運営に関する助言、団体活動内容の広報、町内公共施設の使用料減免、備品使用料・暖房費・印刷費等の免除、その他団体化及び団体の運営において必要なサポートを行う。

(サポート期限)

第 5 条 サポート期限は、団体として初めて活動を開始した日から 1 年間とする。ただし、使用料等の減免及び免除は 1 年間で 12 回を上限とする。

(活動の役割)

第 6 条 団体の活動は自主活動とし、サポートセンターは団体活動に対するサポートのみを行う。

附 則

この規約は、平成 29 年 9 月 1 日より施行する。